

スポーツパレス ジスタス

会員規約

第1条(運営)

本スポーツパレスジスタスの運営・管理は株式会社フィットネスプロモーションがあたります。

第2条(目的)

本スポーツパレスジスタスはスポーツを通じて会員の健康増進を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第3条(会員制度)

- (1)本スポーツパレスジスタスは、施設利用を目的としてフィットネス会員制度を設けます。会員が施設を利用するときは会員証を提出するものとします。
 - (2)本スポーツパレスジスタスの会員は次の各号のいずれかにも該当しない方とします。
 - (一)運動に適した健康状態にない方
 - (二)入れ墨をしている方
 - (三)暴力団関係者
 - (四)本スポーツパレスジスタスが会員としてふさわしくないと判断した方
- ご利用者様の来館時の状態により、施設内での安全確保が難しいと判断した場合、入館をお断りすることがあります。

第4条(入会の手続き)

本スポーツパレスジスタスに入会するときは所定の手続きを行い、入会金、月会費、その他必要な料金を支払わなければなりません。入会金はどのような理由があっても返還しないものとします。

第5条(利用区分)

本スポーツパレスジスタスは別に定めるところにより、会員の年齢、性別、利用できる時間・曜日及び施設を限定した会員の種別を設けることができます。

第6条(会員種別の変更)

会員本人の都合により、会員種別の変更を本スポーツパレスジスタスが認めた場合、事前に所定の手続きを行ったうえで、会員種別の変更ができます。会員種別の変更の料金は別に定めます。

第7条(休会)

疾病、その他やむをえない事由で本スポーツパレスジスタスを1ヶ月以上利用できないと本スポーツパレスジスタスが認めた場合は、事前に所定の手続きを行ったうえで、月単位で本スポーツパレスジスタスを休会することができます。但し、会費未納がある場合完納を条件とします。休会中の料金は別に定めます。

第8条(退会)

- (1)会員は退会する場合、所定の退会届を提出しなければなりません。但し、利用の有無にかかわらず未払いの料金がある場合は、完納しなければなりません。
- (2)会員が会費等の支払いを3ヶ月間継続して滞納し、請求があっても完納しない場合、その会員は退会したものとします。但し、未払いの料金がある場合は利用の有無にかかわらず完納しなければなりません。

第9条(規則の厳守及び責任)

- (1)会員は本規約(第19条)により改正されたものを含む、会則、御利用上の規則、注意事項を守らなければなりません。
- (2)本スポーツパレスジスタス内で発生した盗難、傷害その他の事故について本スポーツパレスジスタスは一切の責任を負わないものとします。又会員は、自己の責任に帰すべき原因により、本スポーツパレスジスタス又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。但し、本スポーツパレスジスタスに故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
- (3)会員は同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害について、そのビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第10条(18歳未満の取り扱い)

18歳未満者が会員になろうとするときは、本人とその親権者が連署した申し込むものとします。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本規約に基づき責任を本人と連帯して負うものとします。

第11条(資格の譲渡、貸与の禁止)

本スポーツパレスジスタスの会員資格及び会員証は、これをほかに貸与・譲渡することはできません。

第12条(会員資格の一時停止・除名)

本スポーツパレスジスタスは会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合は、その会員資格の一時停止又は除名を行うことができます。

- (一)第9条第1項に違反したとき
- (二)本スポーツパレスジスタスの秩序を乱し、又は本スポーツパレスジスタスの名誉・品位を著しく傷つけたとき
- (三)本スポーツパレスの施設・什器を故意又は重過失により破損したとき

第13条(施設閉鎖、変更)

(1)本スポーツパレスジスタスは、次の場合施設の全部又は、一部を閉鎖することができます。

- (一)気象、災害その他の理由により、営業が不可能と認められた場合
 - (二)施設の改善又は補修のとき
 - (三)地方公共団体もしくはこれに類する団体の主催する行事に協力するとき
 - (四)本スポーツパレスジスタスが企画し実施する諸活動を行うとき
 - (五)経営上重大な理由があるとき
- (2)本スポーツパレスジスタスは、必要に応じて施設の変更を行うことができます。

第14条(会員資格の喪失)

次の各号の1つにあたる場合、会員はその資格を喪失するものとします。

- (一)死亡
- (二)退会
- (三)除名

第15条(会員証の返却)

会員は、その資格を喪失したときには直ちに会員証を本スポーツパレスジスタスに返却しなければなりません。

第16条(料金の変更)

経済変動に伴い各種料金を変更することがあります。

第17条(休館日)

本スポーツパレスジスタスは毎月第2月曜日をメンテナンス休館日と定めます。又、年末年始、旧盆、工事などスポーツパレスジスタスが特に定める日に休館日を設けることがあります。

第18条(ビジターの受入れ)

本スポーツパレスジスタスは、ビジターの施設利用を認めます。

第19条(規約の改正)

本規約は、必要に応じて改正されることがあります。